



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正について

令和6年5月31日に改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が公布されました。主な改正ポイントは以下のとおりです。なお、詳細は今後省令等で定められることになっています。

I : 育児・介護休業法改正ポイント

① 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する**柔軟な働き方を実現するための措置**（※）を講じること
※始業時刻等の変更、テレワーク等（10日/月）、短時間勤務制度、新たな休暇の付与（10日/年）、保育施設の設置運営等の措置のうち2つ以上を選択。労働者は事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することが可能。
- 事業主が選択した措置について、労働者に対する**個別の周知・意向確認**を行なうことが義務付け

② 所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大されます

施行日：令和7年4月1日

- 対象となる労働者の範囲が3歳未満に満たない子を養育する労働者から**小学校就学前の子**を養育する労働者に拡大

③ 育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます

施行日：令和7年4月1日

- **3歳に満たない子**を養育する労働者に対し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に**テレワーク**を追加

④ 子の看護休暇が見直されます（名称『子の看護等休暇』に変更）

施行日：令和7年4月1日

- 取得事由が病気・ケガ、予防接種・健康診断だけでなく、感染症に伴う学級閉鎖等、**子の行事参加等**を追加
- 対象となる子の範囲も小学校就学前から**小学校3年生修了までに延長**

⑤ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮を事業主に義務付け

⑥ 育児休業の取得状況の公表義務が1000人超から300人超の企業に拡大されます

施行日：令和7年4月1日

⑦介護離職防止のために個別周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります

施行日：令和7年4月1日

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**
- 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する**情報提供**
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい**雇用環境の整備**
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に**努力義務**
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

II：次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

①法律の有効期限が延長されました

施行日：令和6年5月31日

令和7年（2025年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和17年（2035年）3月31日までに延長**されました（公布日：令和6年5月31日から施行）

②育児休業等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます

施行日：令和7年4月1日

従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。
（従業員数100人以下の企業は、努力義務の対象です。）

- 計画策定時の**育児休業取得状況**や**労働時間の状況把握等**（PDCAサイクルの実施）
- 育児休業取得状況や労働時間の状況に関する**数値目標の設定**

群馬労働局 仕事と育児・介護の両立支援制度等相談窓口

育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法に関するお問い合わせ、ご相談を受け付けています。改正内容や現行制度のお問い合わせのほか、「育児休業を取得させてもらえない」等のご相談にも対応いたします。労働者、事業主、その他どなたでもご相談ください。

- ◆受付時間 8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）
- ◆電話番号 027-896-4739
- ◆住所 群馬県前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎8階



群馬労働局HP

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

